

(案)

阿賀野市デジタル・トランスフォーメーション推進計画

基本計画



令和3年 月

阿賀野市

Agano City

目次

I	阿賀野市デジタル・トランスフォーメーション推進計画について	1
1	策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の構成	2
4	計画期間について	2
II	デジタル化の現状と課題について	3
1	国の動向	3
2	新潟県の動向	6
3	社会的状況	7
4	阿賀野市の現状と課題	7
III	阿賀野市のDX推進に向けて	9
1	目指す姿	9
2	基本方針	9
IV	推進体制	12
◆	用語解説◆	14

I 阿賀野市デジタル・トランスフォーメーション推進計画について

1 策定の背景と趣旨

近年のインターネット等の情報通信技術の目覚ましい発展は、私たちの社会生活に大きな変化をもたらしてきました。特にパソコンやスマートフォンの普及により、インターネットを利用して多様で大量の情報を取得、発信することが可能となり、仕事や娯楽など、私たちの日常の生活や行動様式にも大きな変化をもたらしています。

一方で、我が国においては、少子高齢化や人口減少が進展し、労働生産力の減少、経済規模の縮小、社会保障費の増大などといった社会的課題が顕著になってきており、今後においても、課題の更なる深刻化が懸念されています。

また、地方公共団体においては、職員数が制約される状況の中で、多様化、複雑化する市民ニーズに対応しつつ、持続可能な形で行政サービスを提供し、住民福祉の水準を維持することが求められています。

さらには、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちは生活の中で「密」を避けることや人との接触を回避するための行動、働き方等の変容を強いられることとなりました。

この結果、社会経済活動の中で、テレワーク、リモート授業、オンライン会議、キャッシュレス決済などデジタル技術を使った「ニューノーマル」の構築が不可欠となっています。

こうした背景を踏まえ、地域や住民の生活の質を高める行政サービスへの転換、「新しい生活様式」への対応、そして持続可能なまちづくりの実現等を図る観点から、「阿賀野市デジタル・トランスフォーメーション推進計画」を策定し、デジタル技術が地域社会へ浸透し、様々なサービスやデータが活用されるデジタル・トランスフォーメーションの実現を目指すものです。

2 計画の位置づけ

令和3年3月に策定した「阿賀野市総合計画 2016-2024 基本計画 2021-2024 期」（後期基本計画）においては、まちづくりの目標である「元気で明るく活力のある魅力的なまち」の達成を図るための施策の重点化にあたっての基本的な考え方の一つに「デジタル化の推進」を掲げているほか、基本事業の一つに「行政のデジタル化の推進」を掲げ、情報通信技術等の利活用により、市民生活の利便性の向上と行政運営の効率化を図ることとしています。

「阿賀野市デジタル・トランスフォーメーション推進計画」は、阿賀野市総合計画の個別分野計画として位置づけ、デジタル化の推進で総合計画を支える役割を担うこととします。

また、本計画は、「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号）第9条第3項の規定に基づく、本市の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画である「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けるものとします。

3 計画の構成

昨今のデジタル化に関わる技術やサービス等の進展や変化は著しく、その将来を見通すことは難しい現状にあり、中長期的な計画を策定しても、社会の実情と計画とが大きくかい離し、計画の意義や実効性が損なわれることが懸念されるとともに、計画策定時では顕在化していなかった大規模な制度改正等の流動的な動きに柔軟に対応できないことが想定されます。

こうした理由から、今後のデジタル化の推進に向けた計画は、急速に進展する高度情報化社会において、本市のデジタル化を着実に進めるための基本的な考え方や方向性を記載した「基本計画」と、「基本計画」の着実な推進を図るための具体的な取組みを記載した「実施計画」で構成することとし、「実施計画」については、社会情勢や技術動向等の変化に柔軟に対応しつつ、実効性を確保しながら取組を推進するため、事務事業をベースに各業務担当課等の取組を取りまとめ、原則として毎年内容を更新することとします。

4 計画期間について

総務省が令和2年12月に策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」の対象期間に合わせ、令和3年度から令和7年度までを計画期間とします。

なお、社会情勢や技術動向等の変化に対応できるよう、周辺環境に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

Ⅱ デジタル化の現状と課題について

1 国の動向

国においては、平成13年1月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」を施行するとともに、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）」を設置して「e-Japan戦略」を策定し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を重点的に推進してきました。

その後、平成15年の「e-Japan戦略Ⅱ」、平成18年の「IT新改革戦略」を経て、平成25年には「世界最先端IT国家創造宣言」が発表され、世界最先端のIT国家を目指して各種の政策が推進されてきました。

平成28年1月には、「第5期科学技術基本計画」が閣議決定され、我が国が目指すべき未来社会の姿として「Society5.0」が提唱されました。

「Society5.0」の実現に向けた取組は、人口減少や少子高齢化の進行、生産性や成長力の伸び悩み、地方経済の活性化などの我が国が直面する課題を解決し、持続的かつ包摂的な経済成長の実現に寄与するものであるとの考えの下、令和元年12月に閣議決定された「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」」においても、「地域におけるSociety5.0の推進」が重要な柱のひとつとされています。

また、平成28年12月には「官民データ活用推進基本法」が制定され、市町村に対してデジタル化を進めるための計画策定を努力義務とするとともに、令和元年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」では、デジタル化を推進し、新技術を全面的に活用した「スマートシティ」の実現を「Society5.0」時代のまちづくりの基本コンセプトに位置づけ、その実現に向けた取組を加速させることとしています。

令和元年12月には、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずるいわゆる「デジタル手続法」が施行され、「デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ」のデジタル化3原則が基本原則として定められ、地方公共団体における実施が努力義務として定められることとなりました。

また、令和2年12月には、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を目指すべきデジタル社会のビジョンとする「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定されるとともに、「デジタル・ガバメント実行計画」が改定され、地方公共団体に関連する施策も多く盛り込まれました。

これに合わせ、総務省からは、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項や内容を具体化した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が示され、地方公共団体自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性の向上や業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。

【重点取組事項】

(1) 自治体の情報システムの標準化・共通化

目標時期を2025年度（令和7年度）とし、「(仮称)Gov-Cloud（ガバメントクラウド）」の活用に向けた検討を踏まえ、17の基幹系業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行を図る。

(2) マイナンバーカードの普及促進

2022年度（令和4年度）末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制の充実を図る。

(3) 自治体の行政手続のオンライン化

2022年度（令和4年度）末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とする。

(4) 自治体のAI・RPAの利用推進

自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化による業務見直し等を契機に、国の作成する「AI・RPA 導入ガイドブック」を参考に、AIやRPAの導入・活用を推進する。

(5) テレワークの推進

テレワーク導入事例や情報セキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進するとともに、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化による業務見直し等の進捗に合わせ、対象業務の拡大を図る。

(6) セキュリティ対策の徹底

改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切に情報セキュリティポリシーの見直しを行い、情報セキュリティ対策の徹底を図る。

【自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項】

(7) 地域社会のデジタル化

デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する。

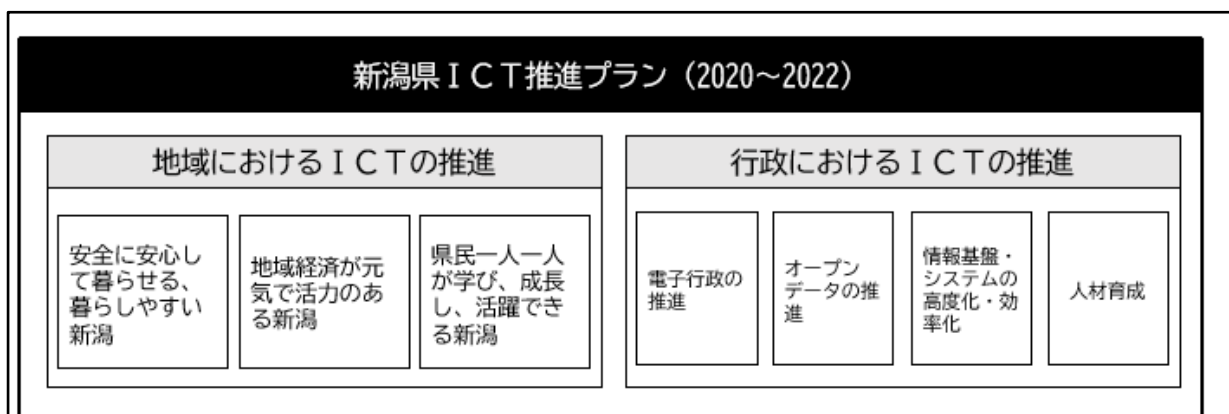
(8) デジタルデバйд対策

「デジタル活用支援員」の周知・連携、NPOや地域おこし協力隊等地域の幅広い関係者と連携した地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援を行う。

2 新潟県の動向

新潟県においては、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」という基本理念を掲げる新潟県総合計画をICT活用の観点から推進すること、及び新潟県におけるICT利活用の今後の展開を示すことを目的に、令和2年に「新潟県ICT推進プラン（2020～2022）」を策定しました。

同プランでは、「地域におけるICTの推進」、「行政におけるICTの推進」の2つに大別し、今後の目標や取組事項等を記述しています。



【主な取組事項】

○地域におけるICTの推進

- ・新潟県総合防災情報システムの強化
- ・「にいがた新世代ヘルスケア情報基盤」の構築
- ・県内企業のAI、IoT、5G等の活用促進及び人材育成等の支援
- ・ICTを活用した学力向上推進システムや教育支援システムなどによる教職員の指導力向上
- ・運転支援など高度道路交通システムの活用

○行政におけるICTの推進

- ・行政手続等のオンライン化の推進
- ・マイナンバーカードの普及促進
- ・オープンデータの推進及び人材育成
- ・会議資料のペーパーレス化
- ・行政事務効率化に向けたAI・RPA活用
- ・テレワーク実現に向けた検討
- ・県及び市町村におけるクラウドの活用推進

3 社会的状況

令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症の世界的に流行は、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、さらには人々の行動・意識・価値観に大きな影響を及ぼしました。

そうした状況の中、政府による「緊急事態宣言」の発出により、不要不急の外出自粛や「3密」の回避などが要請され、テレワークやオンライン会議などといったデジタル技術の活用に対するニーズが急激に高まりましたが、情報通信基盤やデジタル技術を使いこなすことのできる人材の不足など、社会全体におけるデジタル化の遅れの実態が浮き彫りとなりました。

とりわけ、全国民に対する特別定額給付金の支給にあたっては、国の主導によりオンライン申請の仕組みが整備されたものの、システム等の不備により事務の遅滞が発生し、オンラインによる申請を停止する地方公共団体が相次ぐなど、全国的にも大きな混乱を招きました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図る観点からも、感染症対策を含む諸施策の効率的な実施が求められているところであり、社会全体のデジタル化の推進に係る重要性が、なお一層増している状況です。

4 阿賀野市の現状と課題

平成30年に発表された国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計では、阿賀野市における2040年の推計人口は、30,772人となっており、令和3年3月31日現在の人口41,238人の概ね4分の3にまで減少することが見込まれています。

また、本市においては、合併前のそれぞれの町村において、行政施設、小・中学校、社会教育施設、福祉施設等の公共施設（建物）やインフラ施設を整備してきており、こうした施設の中には、昭和40年頃に整備された老朽化施設も複数存在しています。

財政面においては、現状では「健全化判断比率」及び「資金不足比率」ともに健全な水準を維持している状況ではありますが、今後は、人口減少の影響などによる歳入の減少や、少子高齢化の進展による社会保障関連経費の増加が見込まれているほか、「広域ごみ処理施設」を見据えた共同負担金の支出や「あがの市民病院」建設時に借入れを行った市債償還の本格化、更には老朽化する小中学校など公共施設の大規模な長寿命化修繕が控えるなど、これまで以上の財政需要が見込まれており、本市の財政状況はより厳しさを増すことが想定されています。

平成30年7月に国の「自治体戦略2040構想研究会」がまとめた「自治体戦略2040構想研究会第二次報告」においては、経営資源が大きく制約されることを前提に、既存の制度・業務を大胆に再構築する必要性や、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能が発揮できるような仕組みを構築する必要性が述べられており、本市においても、経営資源であるヒト・モノ・カネが制約される状況となることを見込まれることから、AIやRPAなどの新しい技術等を活用しながら業務の効率化を図るとともに、職員は職員でなければできない業務に注力するスマート自治体への転換を図りながら、

デジタル技術の積極的な活用を伴った政策推進の仕組みの構築を図ることが必要不可欠な状況となっています。

Ⅲ 阿賀野市のDX推進に向けて

1 目指す姿

人的・財政的な経営資源が縮小する中で、医療・福祉・産業などの生活機能を確保するとともに、将来にわたって市民生活に不可欠な行政サービスを提供し、市民が安心して暮らし続けることができるまちづくりが求められています。

そのため、目指す姿を以下のとおり定め、デジタル技術をあらゆる分野に積極的に活用することを視野に入れながら総合的な施策を研究・立案し、事業者・関係機関等とも連携を図りながら、地域課題の解決や官民サービス水準の向上に取り組みます。

目指す姿

**デジタル技術の活用により、市民一人ひとりがいきいきと
安心して暮らせるまち**

2 基本方針

目指す姿を実現するため、次に掲げる基本方針に基づき、デジタル化に向けた取組を推進していきます。

(1) 暮らしの利便性の向上

若者から高齢者まで、市民の誰もが時間や場所にとらわれることなく行政サービスを楽しむことができる環境の整備や、誰もが簡単に必要な情報を取得できる仕組みづくりを進めるなど、市民サービスの水準や利便性の向上を図ります。

【主な取組】

①行政手続のオンライン化

スマートフォン等を利用して、いつでもどこでも行政手続ができる取組や窓口での行政手続においても待ち時間の短縮や書面手続の負担軽減の取組を進めます。

②マイナンバーカードの普及促進

オンラインで確実に本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールとなるマイナンバーカードの更なる普及促進に向けて、カードの交付体制の増強を図ります。

③デジタル技術の活用による情報提供の最適化

SNSなどのツールを活用しながら、防災情報など市民が広く共有す

ることが必要な情報発信の充実を図るとともに、一人ひとりの多様な日常生活に応じて、必要な情報を受け取ることのできるプッシュ型の情報発信に取り組みます。また、オンラインによる同時配信など「新しい生活様式」に対応したイベント等の開催手法を検討します。

(2) 行政運営の効率化

デジタル技術の活用により、事務の自動化・省力化を図るとともに、情報システムの安定的な運用とセキュリティの確保に努めながら、行政運営の効率化を図ります。

【主な取組】

①情報システムの標準化・共通化

自治体における負担軽減の観点から、国が整備等を進める共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境である「(仮称) Gov-Cloud (ガバメントクラウド)」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系17業務システムについて、令和7年度までに国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行に対応するため、全庁的・横断的な推進体制を整え、計画的な導入に向けた検討を進めます。

②業務の省力化、効率化を図るためのデジタル技術の導入

限られた経営資源の中で、住民サービスの質を低下させることなく、持続可能な行政サービスを提供し続けていくために、AIやRPAなどのデジタル技術を活用しながら、業務の効率化や事務改善に取り組みます。

③セキュリティ対策の徹底

国における「三層の対策」の抜本的な見直しの検討状況を踏まえながら、情報セキュリティに関するルールと体制を整備するとともに、情報セキュリティ関連機器を適切に導入、運用し、新たな脅威に対応するために継続的な見直しと改善を行います。

④テレワークの推進

災害発生時等においても、行政機能を維持できる体制を整備するとともに、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方の実現に向け、在宅による業務の実施を可能とするテレワークの環境整備を図ります。

(3) 社会課題の解決、新たな価値の創出に向けたデジタル技術の活用

更なる進化が期待されるデジタル技術の活用を通じて、少子高齢化や人口減少等の影響により深刻さを増している社会的課題の解決を図りながら、更なる地域の元気と活力の創出に取り組みます。

【主な取組】

①デジタルデバイド対策の推進

市民誰もがデジタルを活用し、安全に安心して暮らせるよう、パソコンやスマートフォン等の操作方法やオンラインによる行政手続・サービスの利用方法について相談することができる機会を設けるなど、デジタル活用に関する理解やスキルが十分でない高齢者等が積極的にデジタル技術を活用できるよう、きめ細かな支援事業を推進します。

②オープンデータの活用推進

国の「推奨データセット」等を参考にしながら、利用者ニーズに即したオープンデータ化を積極的に推進し、オープンデータを活用した市民協働やベンチャーの創出を促進するなど、地域の課題解決及び活性化を図ります。

③先端デジタル技術の活用

地域の課題解決、利便性の向上に向けて、今後も加速度的な進化が見込まれるデジタル技術の動向を注視するとともに、民間事業者との連携も視野に入れながら、産業、教育、健康、福祉、子育て、防災、交通等のあらゆる分野におけるデジタル技術の活用可能性について調査・研究を進めます。

IV 推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内横断的な取組が必要とされることから、市長を本部長とし、部長級以上の職員で構成する「デジタル化推進本部」を設置します。

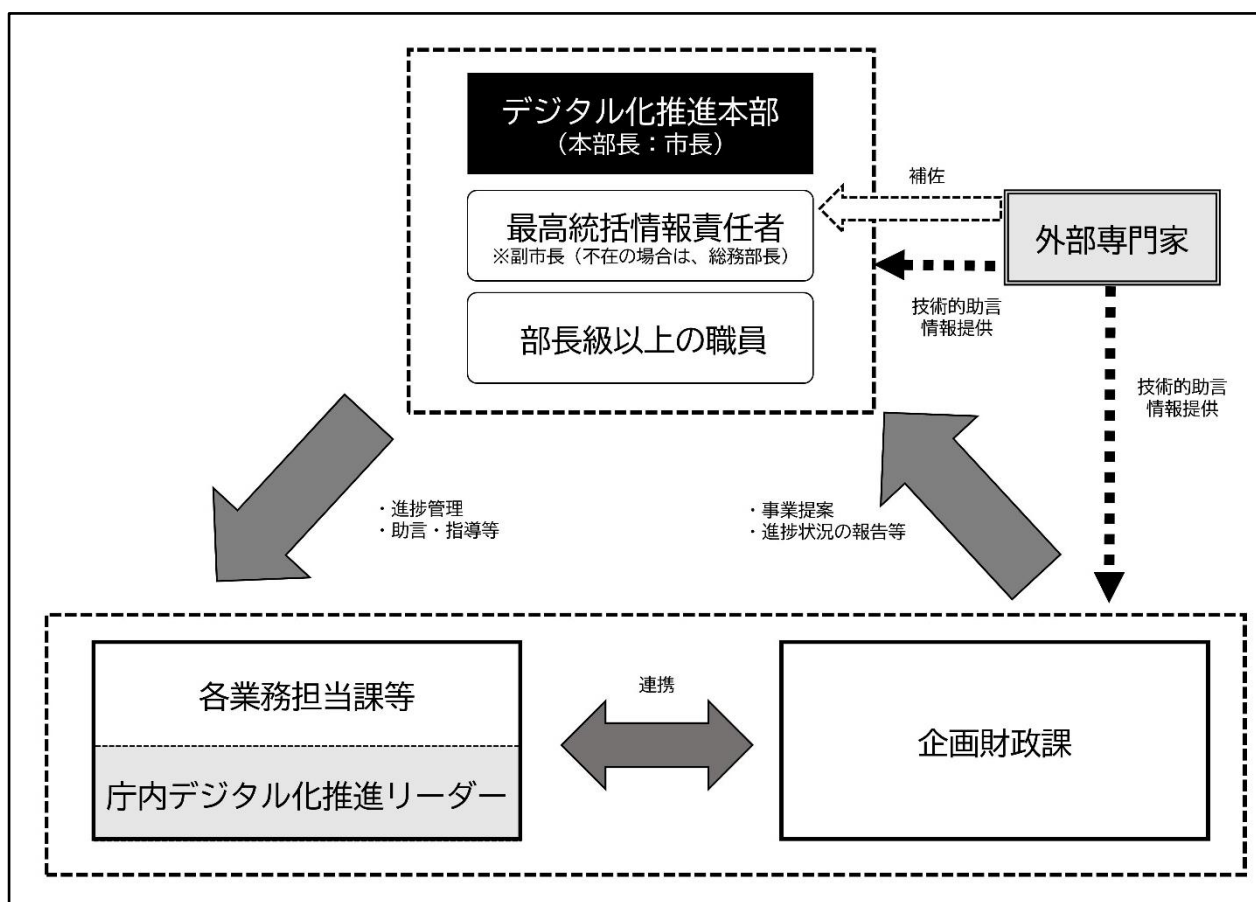
「デジタル化推進本部」には、最高統括情報責任者（副市長。ただし、不在の場合は、総務部長）を置き、デジタル化推進に向けた全庁的な方向性を決定するとともに、デジタル・トランスフォーメーション推進に係る分野横断的な連絡調整や進行管理、計画の進捗状況等に係る評価を行います。

業務担当課等においては、個別の取組（事務事業等）の組み立てを行うとともに、事務事業等の実施主体となって、デジタル化に向けた取組を主体的に推進します。

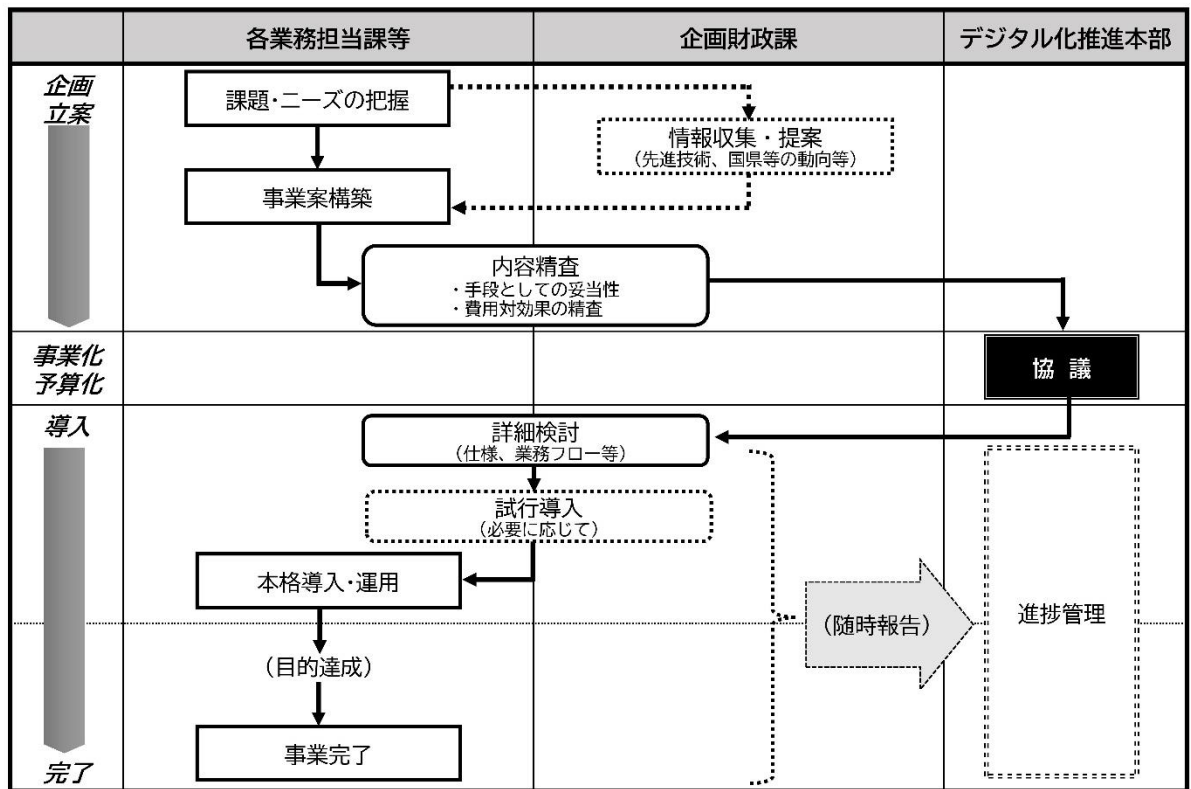
なお、各業務担当課等には、各所属長の指名に基づき、役職に関わらない「庁内デジタル化推進リーダー」を置き、各業務担当課等におけるデジタル技術の理解促進に向けた役割を担うこととします。

また、デジタル・トランスフォーメーション推進に向けた外部専門家を置くこととし、外部専門家は、最高統括情報責任者を専門的知見から補佐する役割を担うとともに、デジタル化推進本部や各業務主管課等に対して、デジタル技術の活用に向けた情報提供や技術的助言を行うこととします。

【推進体制図】



【事業化プロセスフロー（イメージ図）】



◆用語解説◆

【数字・アルファベット順】

●5G

「超高速」だけでなく「多数接続」や「超低遅延」といった新たな特徴を持つ「4G」に続く次世代の移動通信システム（第5世代移動通信システム）のこと。

●AI

Artificial Intelligence の略。人工知能ともいい、人間の脳で行っている学習、推測、分析、判断などの知的な作業をコンピュータ上で実現させようとする技術のこと。

●BPR

Business Process Re-engineering の略で、既存の組織やルールを抜本的に見直し、業務プロセス全体を再構築すること。

●EBPM

Evidence Based Policy Making の略で「証拠に基づく政策立案」と訳されている。政策の企画立案の目的を明確したうえで、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ（エビデンス）に基づき行うこと。

●ICT

Information and Communications Technology の略。情報や通信に関する技術の総称のこと。「IT」が、コンピュータ関連技術そのものを指す一方、「ICT」はその技術の活用に着目する意味合いがある。

●IoT

Internet of Things の略。自動車、家電、ロボット、施設など多種多様な「モノ」がインターネットにつながり、新しい価値を生み出すといった概念のこと。

●RPA

Robotic Process Automation の略。これまで人が行っていたパソコン上の定型的な事務作業等をソフトウェアで自動化する行為や技術のこと。

●SNS

Social Networking Service の略。コミュニティ型のウェブサイトで、インターネット技術を利用して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。代表的なサービスとして、Facebook、Twitter などがある。

●Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心社会のこと。

【五十音順】

●インターネット

全米科学財団（NSF）が構築した研究開発用ネットワーク「NSFNET」を原型としたネットワークで、ほぼ全世界にまたがるコンピューターネットワークの集合体のこと。現在では、パソコンや周辺技術、通信網の普及・発達により、巨大な通信インフラとなっている。

●オープンデータ

公的機関や事業者が保有する官民データのうち、インターネット等を通じて、誰もが容易に編集や加工等がしやすい形式で、広く一般に公開されたデータのこと。

●オンライン化

パソコンやスマートフォンなどの電子機器がインターネットに接続された状態のこと。また、「行政手続のオンライン化」とは、従来紙の書面によって行われていた手続をパソコンなどの操作により行えるようにすることを指す。

●オンライン会議

パソコンやタブレットなどを用いて、映像・音声のやり取りや資料の共有などをインターネットを介して行うこと。

●官民データ活用推進基本法

官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的として平成28年12月に施行された法律

●基幹系17業務

各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性向上、及び行政運営の効率化の観点から、国による業務システムの標準化の対象とされている業務のこと。具体的には、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険、国民年金、障がい者福祉、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、生活保護、健康管理、就学、児童扶養手当、子ども子育て支援の17業務が対象とされている。

●キャッシュレス決済

クレジットカードや電子マネー、デビットカードなどを用いることで、現金を用いずに決済ができる仕組みのこと。

●クラウド

インターネット等のネットワーク上に存在するサーバの機能であり、どこからでも必要ときに必要な機能を利用できるコンピューターネットワークの利用形態のこと。

●コネクテッド・ワンストップ

複数の手続、サービスを一か所で完結できること。

●三層の対策

2015年の日本年金機構における個人情報流出事案を受け、自治体における情報システムのセキュリティの抜本的強化を図る観点から、ネットワークをマイナンバー利用事務系、LWAN接続系、インターネット接続系の三層に分離することとされた情報セキュリティ対策のこと。

●推奨データセット

地方公共団体がオープンデータに取り組むにあたって、共通化して公開することが望ましいとして示されたデータ項目のこと。

●スマートシティ

情報通信技術や各種の官民データを活用した市民一人ひとりに寄り添ったサービスの提供や各種分野におけるマネジメントの高度化等を通じて都市や地域が抱える諸課題の解決を行い、新たな価値を創出し続ける持続可能や都市や地域のこと。

●スマートフォン

従来の携帯電話が有する通信機能などに加え、高度な情報処理機能が備わった携帯端末のこと。インターネットの利用を前提としており、携帯電話の無線ネットワークを通じて利用するほか、無線LANに接続して利用することも可能。

●デジタル・ガバメント

デジタル技術の徹底活用と官民協働を軸として、国と地方、官民の枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方を変革していくこと。

●デジタル・トランスフォーメーション

進化したデジタル技術を社会に浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革すること。英語表記は、「Digital Transformation」となるが、英語圏では、「Trans」を「X」と略す表記が一般的であるため、「DX」の略称が使われている。

●デジタルデバインド

「情報格差」と訳され、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人とできない人の間に生じる生活の利便性や経済的な格差のこと。

●デジタルファースト

個々の手続・サービスについて最初から最後まで一貫してデジタルで完結できること。

●テレワーク

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

●プッシュ型

利用者が能動的な操作や行動を行わずとも、提供する側から自動的に行われるタイプの技術やサービスのこと。

●マイナポータル

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築し、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できるようになっている。

●マイナンバーカード

マイナンバー制度において発行され、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号（マイナンバー）、顔写真などを券面に表示するとともに、これらを IC チップに記録する IC カードのこと。

●リモート授業

パソコンやタブレット等を使って、インターネットを介して遠隔で授業や講義を行うこと。

●ワンズオンリー

一度提出した情報は、再度の提出を不要とする仕組みのこと。

阿賀野市デジタル・トランスフォーメーション推進計画
基本計画
(案)

令和3年 月

発行 阿賀野市

企画・編集 総務部 企画財政課

〒959-2092

新潟県阿賀野市岡山町10番15号

TEL : 0250 - 62 - 2510

FAX : 0250 - 62 - 0281